

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

中津川市における農林再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県、中津川市

3 地域再生計画の区域

中津川市の全域

4 地域再生計画の目標

中津川市は、岐阜県美濃地方の東端に位置し、その80%近くを山林が占め、豊かな森の中を木曾川及び付知川、川上川、白川などの清流が流れ、美しい景観と清浄な空気に恵まれた中山間地域である。

「東濃ヒノキ」を中心とする広大な森林は中津川市の貴重な財産であり、産直住宅は国産材住宅の中で高いシェアを有している。

しかしながら、近年は林業の低迷や後継者確保難による森林の手入れ不足等が急傾斜地の崩壊につながるなど森林の保全は地域の重要な課題となっている。

このような背景の中、森林整備事業を推進しつつ、生産団体の経営基盤強化を支援し「東濃ヒノキ」のさらなるブランド化促進等による林業の活性化が求められている。

このため、森林への重要なインフラである林道等を整備し、森林整備事業の振興（間伐面積の拡大）を図ることとする。また、これらの地域に居住する方々が安心して生活できる道づくりを進めるため、幹線道路へのアクセスなど利便性の向上と歩行者や通行車輛の安全性を合わせた生活道路網の整備を行い、地域の交通の円滑化と地域の活性化を推進する。

（目標1）林業の振興と地域環境の改善

→間伐実施面積の15%増加

実績値→平成12年度～平成16年度 4,513 (ha)



目標値→平成17年度～平成21年度 5,190 (ha)

15%
増加

(目標 2) 道路・林道整備による森林所有者の満足度向上 (アンケート調査)
→「居住環境が向上した」70%以上確保

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

加子母地区にある林道「尾城山線」の開設、「木曾越線」の開設及び改良、付知地区にある林道「大平線」の改良及び舗装、林道「恵北東線」の開設により、安全性及び林道の機能向上を促進し森林への円滑なアクセス性を確保することで森林施業の効率化と間伐遅れとなっている森林を解消する。

特に、付知地区に際しては、「東濃ヒノキ」を中心とした林分であり、森林所有者の林業に対する意欲が高い地区であり、生産団体の経営基盤強化に資する支援を行う。

また、市道「田瀬橋宮脇線」・「坂本 114 号線」の改良工事により、国道 257 号及び国道 19 号への安全かつ走行性を向上させたアクセスを確保し、森林所有者の居住環境の向上に資する国道、市道、林道による交通の円滑化を構築するものとする。さらには、近郊の学校の通学路と乖離させることで、歩行者への安全性を向上させる。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業
道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道；道路法に規定する市町村道に「田瀬橋宮脇線」については平成 15 年 12 月 12 日、「坂本 114 号線」については昭和 61 年 3 月 29 日に認定済み。
- ・林道；森林法による木曾川地域森林計画（平成 15 年 4 月 1 日樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（中津川市） 中津川市
- ・林道（中津川市） 岐阜県、中津川市

[事業期間]

- ・市道（平成 17 年度～21 年度）、林道（平成 17 年度～21 年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 2.2 km、林道 9.4 km
- ・総事業費 2,221,820 千円（うち交付金 1,115,540 千円）

(内訳)

市道 568,000千円(うち交付金284,000千円)
林道 1,653,820千円(うち交付金831,540千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「中津川市における農林再生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ① 間伐等の森林整備事業の実施
災害に強い森林づくりを推進するため、間伐等の森林整備事業の実施を促進する。
- ② 森林整備に必要な林道等の整備
間伐等の森林整備を効率的、効果的に実施するため、必要な林道や作業道等の路網整備を促進する。
- ③ 東濃ヒノキのさらなるブランド化の促進
東濃ヒノキのさらなるブランド化を促進するため、産直住宅の普及促進に努めるとともに、生産団体の経営基盤の強化を図る。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、県と中津川市が協力して達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。

添付資料一覧

- (添付資料1) 地域再生計画の区域(中津川市全域)
- (添付資料2) 地域再生計画の工程表
- (添付資料3) 道整備交付金による施設整備の整備箇所
- (添付資料4) 地域再生計画のイメージ